



# 秋田大学教育文化学部同窓会

## 旭水會 会 則

### 第一章 総 則

第一条 本会は旭水会と称する。

第二条 本会は事務局を秋田大学教育文化学部内に置き、秋田県内各都市および県外に支部を置く。

一 事務局・支部に関する規程は別に定める。

### 第二章 目的および事業

第三条 本会は会員相互の親睦を図り、合わせて母校の発展と教育・文化・地域の振興に貢献することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦、表彰、慶弔に関すること
- (2) 会員の研究助成に関すること
- (3) 会報、会員名簿の発行に関すること
- (4) その他、必要と認める事業

### 第三章 会 員

第五条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員
  - ア、秋田大学関係学部およびその前身校の卒業者および修了者
  - イ、その他理事会で認められた者
- (2) 名誉会員
  - ア、正会員で理事会で認められた者
  - イ、秋田大学関係学部在学の者
- (3) 准会員
  - ア、秋田大学関係学部在学の者
  - イ、秋田大学関係学部教職員
  - ウ、秋田大学関係学部およびその前身校の旧職員で会長の推薦した者
- (4) 特別会員
  - ア、秋田大学関係学部教職員
  - イ、秋田大学関係学部およびその前身校の旧職員で会長の推薦した者
  - ウ、本会の趣旨に賛同し、その発展に寄与して会長の推薦した者

第六条 会員の会費については、別に定める納入規程によるものとする。

### 第四章 役員および顧問、参与

第七条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代議員 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 三名

第八条 会長は代議員会で正会員より選出する。会長は本会を代表し会務を統轄する。

第九条 副会長は代議員会で正会員より選出する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたときは会長があらかじめ定めた順に従いその職務を代行する。

第十条 代議員は別に定める代議員の選出規程に基づき各支部正会員中より選出する。代議員は代議員会を構成し本会の重要事項を議決する。

第十一条 理事は会長が正会員中より委嘱する。理事は理事会を構成し、会務を執行する。

一 理事は専門委員会を構成し、会務を分担する。

第十二条 監事は代議員会で正会員中より選出する。監事は本会の会計を監査する。

第十三条 役員任期は二年とし再任を妨げない。

一 補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第十四条 本会に顧問および参与を置くことができる。顧問および参与は本会の主要事項について会長の諮問に応じる。

一 顧問には下記の者を代議員会で推挙する。

- (1) 秋田大学長
- (2) 秋田大学関係学部長
- (3) 秋田大学関係学部長を経験した者
- (4) 旭水会会長を経験した者
- (5) 正会員または特別会員で本会の発展に特別な貢献をした者

三 参与には正会員または特別会員で本会の発展に顕著な貢献をした者を理事会で推薦する。

### 第五章 会 議

第十五条 代議員会は毎年一回以上会長が招集し、過半数の出席をもって次の事項を審議する。議長は出席者の中から選出し、議決は出席者の過半数による。

- (1) 事業、予算の議決および事業、決算の承認
- (2) 顧問の推挙



# 代議員選出規程

第一条 この規程は旭水会会則第十条の規定により、代議員選出について必要事項を定めるものとする。

第二条 各支部の代議員の数は次のように定める。

(1) 秋田県内 支部の会員数によって参考表の代議員数とする。会員数の中には名誉会員を含む。代議員数の変更は支部概況報告の翌年度からとする。

(2) 秋田県外各支部一名（東京、千葉）

参考

	支部の会員数	代議員
一	二千人以上	八
二	千人以上～二千人未満	七
三	八百人以上～千人未満	六
四	六百人以上～八百人未満	五
五	四百人以上～六百人未満	四
六	四百人未満	三

第三条 代議員は選出された支部から住所を変更した場合、その資格を失う。

附則

- 昭和四十四年五月三十一日から施行する。
- 昭和六十二年五月二十日一部改正
- 平成三年三月十七日一部改正
- 平成四年五月二十二日一部改正（第二条）
- 平成十七年五月十八日一部改正
- 平成十八年五月十九日一部改正
- 令和二年五月十三日一部改正
- 令和三年五月十二日一部改正

## 支部規程

第一条 この規程は旭水会会則第二条の規定により、支部について必要事項を定めるものとする。

第二条 支部の区域は次のように定める。

附則

- (1) 秋田県内 鹿角市および鹿角郡、大館市・北秋田市および北秋田郡、能代市および山本郡、湯上市および南秋田郡、男鹿市、秋田市、由利本荘市・にかほ市、大仙市・仙北市および仙北郡、横手市、湯沢市および雄勝郡
- (2) 秋田県外 各都道府県の範囲を一区域とする。
- 支部の区域を変更するときは代議員会の議決を必要とする。
- 昭和三十七年二月三日から施行する。
- 平成三年五月十七日一部改正
- 平成十七年五月十八日一部改正
- 平成十八年五月十九日一部改正

## 事務局規程

第一条 この規程は旭水会会則第二条の規定により、事務局について必要事項を定めるものとする。

第二条

事務局には事務局長を置く。

第三条

事務局長は正会員の中より会長が委嘱する。

第四条

事務局長は会長の指示に従い会務に従事するとともに本会所属の施設、文書、記録、印章およびその他の財産の保管にあたる。

第五条

事務局には次の帳簿を備える。

附則

- (1) 金銭出納簿
  - (2) 基本金および運用金台帳
  - (3) 収支内訳簿
  - (4) その他必要な帳簿
- 昭和三十七年二月三日から施行する。
- 平成三年五月十七日一部改正

## 会員慶弔規程

第一条 この規程は旭水会会則第四条の規定により会員の慶弔について必要事項を定めるものとする。

第二条

次に該当する会員には、慶・弔の意を表するものとし、細部については内規の定めるところによる。

附則

- (1) 慶祝に関すること

ア、教育、行政、芸術、芸能、体育等の向上に貢献した者に  
祝電（祝電、祝詞）を表する

イ、その他適当と認める者  
弔慰に関すること

ア、会員死亡のときは、会長名で弔慰（弔詞、弔電）する  
イ、会長または代理者が会葬し、弔詞を呈する必要があると  
きは、協議の上決定する

附則

昭和五十六年五月二十一日制定  
平成三年五月十七日一部改正

## 表彰規程

第一条 この規程は、旭水会会則第四条の表彰事業について必要事項を定めるものとする。

第二条 表彰は会長名をもって行い、「表彰状および功労賞」とする。

第三条 表彰は役員等として顕著な功労のあった個人および適当と認められた個人、団体とする。

第四条 候補の推薦は、別に定める様式により、支部長から本会会長あて行う。

一 本会会長も推薦することができる。

第五条 表彰者の内定は、選考委員会が行い、決定は支部長会が行う。

二 選考委員会の構成は、正副会長、理事、事務局長とする。

第六条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については内規として別に定める。

附則

平成八年五月二十八日から施行する。  
平成十一年五月二十七日一部改正

平成十八年五月十九日一部改正  
平成二十七年五月十三日一部改正

## 研究助成規程

第一条 この規程は、旭水会会則第四条の研究助成事業について必要な事項を定める。

第二条 次に該当するものを研究奨励助成の対象とする。

- (1) 創造的で実践的な教育活動の研究であること
- (2) 芸術・文化及び体育などで実績のある活動であること

第三条 助成額は別に定める内規による。  
第四条 この規程に定めるもののほか、必要事項については別に定める。  
附則 平成十七年五月十八日から施行する。

## 専門委員会規程

第一条 この規程は旭水会会則第十一条の規定により、専門委員会について必要事項を定めるものとする。

第二条 委員会には「総務委員会・広報委員会・組織委員会」を置く。

第三条 必要に応じ、その他の委員会を置くことができる。  
専門委員会は分掌会務について調査研究を行い、理事会に答申する。

第四条 委員は理事をもってこれに充てる。

一 各専門委員会には、互選によってそれぞれ委員長一名、副委員長一名を置き会長がこれを委嘱する。

附則 この規程は平成十六年六月二十二日から施行する。

## 旭水会支部規約準則

第一条 (名称) 本支部は旭水会〇〇支部と称する。

第二条 (事務所) 本支部は事務所を〇〇に置く。

第三条 (目的および事業) 会員相互の親睦を図るため、次の事業を行う。

(1) 会員の親睦と教育・文化・地域の発展に関すること

(2) 会員の動静把握に関すること

(3) 本部との連絡に関すること

第四条 (役員) 次の役員を置く。

(1) 支部長一名。総会において会員中より推薦する。支部長は支部を代表し本部との連絡に当たり支部の会務を掌理する。

(2) 副支部長若干名。支部長が会員中より推薦し総会の承認を経るものとする。副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 監事若干名。総会において選出され、会計を監査する。

(4) 幹事若干名。支部長が支部会員中より委嘱する。幹事は支部長を助けて事務を掌る。

- 第五條 (任期) 役員の任期は二か年とし再選を妨げない。
- 第六條 (本部代議員) 本部代議員は総会において選出する。
- 第七條 (会計) 経費は本部からの交付金をもってこれに充てる。

昭和三十七年二月三日から施行する。  
 昭和六十二年五月二十日一部改正  
 平成三年五月十七日一部改正  
 令和二年五月十三日一部改正

## 会員の慶祝に関する内規

次に該当する会員に対し会長名または支部長名で祝意を表する。

- 一、会長名で祝意を表する事項(国、県の段階)
    - ① 生存者叙勲の受章者
    - ② 褒章受章者
    - ③ 国公立の大学長、学部長に就任した者
    - ④ 国公立学校の校長新任者
    - ⑤ 学位取得者
    - ⑥ 知事当選者
    - ⑦ 国会、県議会議員当選者
    - ⑧ 各大臣の表彰者
    - ⑨ 県知事、県教育委員会の表彰者
    - ⑩ 県教育委員ならびに教育長就任者
    - ⑪ その他適当と認めたる者
  - 二、支部長名で祝意を表する事項(市町村の段階)
    - ① 市町村長当選者
    - ② 市町村長の表彰者
    - ③ 市町村教育委員ならびに教育長就任者
    - ④ その他適当と認める者
- 平成三年五月十七日制定

## 表彰規程内規

この内規は規程執行にあたって必要な事項を定める。  
 一、表彰基準

- (1) 表彰規程第三条表彰の基準に示した「顕著な功労」を条件とし、原則

として下記の要件を満たすものとする。

個人		形式	対象	選考	実績
功労賞	表彰状	表彰状	本部・支部への功績顕著な者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇会長推薦</li> <li>◇支部長推薦</li> </ul>	本部継続役員歴十年以上及び支部継続役員並びに支部貢献歴十年以上の者、または十年未満の功績顕著な退任時
受表彰者	表彰状	表彰状		◇正副会長推薦	表彰状を受賞した者で、更に役員歴十年以上の者、または十年未満の功績顕著な退任時

- (2)
  - ① 表彰状の伝達は、支部総会または代議員会で行う。
  - ② 功労賞の伝達は、代議員会で行う。
  - その他

① (1)の要件にかかわらず、会長退任時は特別功労賞、相応の期間の副会長退任時に功労賞とすることが出来る。

### 二、候補の推薦

受賞の候補は、前年度の一月三十一日までに推薦する。

### 三、被表彰者推薦様式

旭水会会長様  
 年月日  
 支部長名

被表彰候補者の推薦

NO	支部名	氏名	卒年次	実績	推薦の理由
----	-----	----	-----	----	-------

付則

平成八年十月二十八日 制定  
 平成十三年五月二十一日 一部改正  
 平成二十七年五月十三日 一部改正